

ロシア 東欧 経済速報

社団法人 ロシア東欧貿易会
ロシア東欧経済研究所

東京都中央区新川1-2-12 金山ビル 郵便番号104 電話 (3551)6215~9
購読料 送料共前納 1ヵ月 1,200円 1ヵ年 14,000円

平成7年10月15日

No. 1003

ロシアの輸出関税改定と輸出業界の利害

はじめに

ソ連崩壊後の1992年1月1日にロシア最初の輸出関税率表が導入されて以来、これまで数回にわたり改定および部分的変更が行われてきたが、この度、1995年8月31日付大統領令第890号「輸出の促進に関する措置について」、同じく8月31日付政府決定第858号「輸出関税率の部分的変更について」によって、輸出税の大幅な引き下げが行われた。

1993年7月1日に施行された「関税率表に関する法律」によると、輸出の数量制限および関税規制の適用は1995年末で廃止することになっており、今回の措置は対外経済活動の自由化の方針に従ったものとする事もできるが、輸出関税の撤廃が国庫の減収につながるため、来年以降も輸出関税の適用は行われるとの見方が強く、今回の決定に際してもチェルノムイルジン首相をはじめとする政府首脳が、国庫収入に与える影響について認めている。しかし、最近のロシア政府の通貨政策などに関連して、輸出業者の不満が高まっており、輸出関税の引き下げはいずれ行われるとみられていた。

本号では、輸出関税の引き下げに至った背景と事実関係について解説する。

なお、政府決定第858号によって9月1日から施行されている輸出関税率表を付属資料として紹介するが、この関税率表はあくまで変更が加えられた品目に関するものであることをお断りしておく。